

# 令和4年第1回北海道議会定例会に提案する条例案（22件）

## <新規制定条例>

### 1 北海道ケアラー支援条例案

（保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（25-654））

#### ○制定内容

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、ケアラー支援に関し、基本理念を定め、道の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

#### 【規定内容】

#### 1 基本理念

ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、夢や希望を持って暮らせるよう行う 等

#### 2 道の責務等

(1) 道は、1の基本理念にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する 等

(2) その他、道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を規定

#### 3 基本的施策

(1) 推進計画の策定 (2) 普及啓発の促進 (3) ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等

(4) ケアラーを支援するための地域づくり (5) 推進体制の整備 (6) 財政上の措置

（施行期日 令和4年4月1日）

### 2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案

（農政部生産振興局畜産振興課（27-755））

#### ○制定内容

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に鑑み、畜舎等の敷地、構造及び建築設備等に関する基準について、本道の積雪寒冷な気候等を踏まえた安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加する。

#### 【規定内容】

#### 1 畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加

(1) 崖付近の畜舎等（崖と畜舎等の水平距離は、崖の高さの2倍以上）

(2) 避難口の構造（積雪、凍結等によって避難に支障を来さない構造）

(3) 排水設備の凍結防止

#### 2 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の付加（都市計画区域・準都市計画区域内に限る。）

(1) 敷地の形態（路地状部分の幅員を路地状部分の長さに応じた一定の数値以上）

(2) 敷地と道路との関係（1,000㎡を超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル以上接する。）

（施行期日 令和4年4月1日）

## <一部改正条例>

### 3 北海道恩給条例等の一部を改正する条例案

（総務部人事局職員厚生課（22-304））

#### ○改正内容

民法の改正により成年年齢が引き下がることに伴い、その影響を受ける扶助料等の受給権について所要の改正（既得権を失うこととなる者の救済措置）を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

（施行期日 令和4年4月1日）

#### 4 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

(総合政策部地域行政局市町村課 (23-505))

##### ○改正内容

特定商取引に関する法律の改正に鑑み、違反事業者と一定の関係を有する法人における業務停止命令の事務に関し、知事の保有する本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別及びこれらの変更情報)を利用することとする。

(施行期日 令和4年6月1日)

#### 5 北海道立自然公園条例の一部を改正する条例案

(環境生活部環境局自然環境課 (24-354))

##### ○改正内容

自然公園法の改正に鑑み、道立自然公園を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るよう、質の高い自然体験活動の促進等のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講ずる。

- 1 自然体験活動促進計画制度の創設(地域主体の自然体験アクティビティを促進)
- 2 利用拠点整備改善計画制度の創設(公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備)  
※ 1・2いずれも、市町村や事業者等から成る協議会が計画を作成し、知事の認定を受けた場合、当該計画に記載された事業の実施に必要な条例上の許可等を不要とする。
- 3 利用のための規制の強化等
  - (1) ヒグマなどの野生動物への餌付け禁止
  - (2) 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進
  - (3) 特別地域における行為規制の違反に係る罰則の引上げ 等

(施行期日 令和4年4月1日。ただし、3(1)及び(3)は、同年7月1日)

#### 6 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-362))

##### ○改正内容

道立網走高等看護学院を廃止する。

(施行期日 令和4年4月1日)

#### 7 北海道小規模企業振興条例の一部を改正する条例案

(経済部地域経済局中小企業課 (26-205))

##### ○改正内容

道内の小規模企業の経営体質の強化等に資するよう、自然災害等に係る危機管理のための支援の措置等を講ずる。

(施行期日 令和4年4月1日)

#### 8 北海道労働審議会条例の一部を改正する条例案

(経済部労働政策局雇用労政課 (26-753))

##### ○改正内容

北海道労働審議会に置く石炭鉱業離職者対策部会を廃止する。

(施行期日 令和4年4月1日)

#### 9 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例案

(建設部まちづくり局都市計画課 (29-802))

##### ○改正内容

地域の発意によるきめ細かい景観形成を促進するよう、北広島市ボールパーク地区内の滞在快適性等向上区域における屋外広告物法に基づく条例(広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止等に係る条例)の制定又は改廃に関する事務を北広島市が処理することとし、併せて規定の整備を行う。

※ 滞在快適性等向上区域とは、都市再生特別措置法に基づき滞在の快適性及び魅力の向上のための整備等を行う必要がある区域として市町村が定める区域をいう。

(施行期日 令和4年6月1日)

10 都市計画法施行条例の一部を改正する条例案

(建設部まちづくり局都市計画課 (29-802))

○改正内容

都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域において開発行為を許可することができる土地の区域について災害危険区域等を含まないことを明確にする。

(施行期日 令和4年4月1日)

11 北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(警察本部交通部交通規制課 (251-0110 (内線5185)))

○改正内容

国が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準の改正に鑑み、主要な生活関連経路に設置する信号機に、視覚障害者が使用するスマートフォン等に歩行者用青信号に関する音声情報を送信することができる信号機を加える。

※ 従来の音響信号機は、周辺住民への配慮から夜間運用していないものが多いが、視覚障害者の要望を受け、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に音声情報を送信する方式が開発された。

(施行期日 令和4年4月1日)

**サービス・定数に関する条例関係**… 3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
12	北海道職員のサービスの宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課 (22-156))	職員のサービスの宣誓に関する政令等の改正に鑑み、新たに北海道職員となった者に係るサービスの宣誓の際の署名を不要とする等の措置を講ずる。	令和4年4月1日
13	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課 (22-153))	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。 【教職員の定数】 37,721人 ⇒ 37,429人(▲292人)	令和4年4月1日
14	北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課 (22-156))	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に鑑み、一般職の非常勤職員に係る育児休業及び育児のための部分休業の取得要件のうち1年以上の在職期間の要件を廃止する等の措置を講ずる。	令和4年4月1日

**基金条例関係**… 3 件

No	条例案名	改正内容	施行期日
15	北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-804））	北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の令和4年度以降の拠出率を定める。 【拠出率】 （令和2・3年度）1万分の3.8 ⇒（令和4・5年度）零	令和4年4月1日
16	北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-806））	国民健康保険法の改正に鑑み、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のために基金を使用することができることとし、併せて規定の整備を行う。	令和4年4月1日
17	北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（25-754））	基金の目的に母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を加える。	公布の日

**手数料に関する条例関係**… 5 件

No	条例案名	改正内容	施行期日
18	北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案（総合政策部総務課（23-102））	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、行政書士試験手数料の額を改定する。	令和4年4月1日
19	北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案（経済部経済企画局経済企画課（26-702））	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、液化石油ガス設備士試験手数料等の額を改定する。	令和4年4月1日
20	北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案（農政部農政課（27-102））	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に鑑み、畜舎建築利用計画の認定等の事務に係る手数料について定める。	令和4年4月1日
21	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部総務課（29-105））	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定する。	令和4年4月1日
22	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部総務部会計課（251-0110（内線2247）））	道路交通法等の改正に鑑み、75歳以上で一定の違反歴のある者に対する運転技能検査等の事務に係る手数料について定めるとともに、認知機能検査手数料等の額を改定することとし、併せて規定の整備を行う。	一部を除き、令和4年5月13日